

GLOBE

グローブ 2026年1月

124



(公財) 世界人権問題研究センター

銭座場跡

— 銅銭の製造所の跡地に誘致された村 —

柳原銀行記念資料館の門の右手に、「銭座場跡」と彫られた小さな石碑があります。銭座場とは、江戸時代に銅銭を製造した所です。この銭座場の敷地は、江戸時代には、柳原庄と呼ばれた村の一部にあたり、実際には石碑の位置からやや南にありました。その広さは、6880坪に及び、領主の妙法院に賃貸料を納めながら、1700（元禄13）年から1708（宝永5）年まで操業していたのです。

この銭座場跡は、経済史においても重要な遺跡です。けれども、この小文では、銭座の操業停止後の1731（享保16）年に、その跡地に成立した銭座跡村（元銭座村）についてご紹介します。

銭座跡村は、京都最大の被差別部落である崇仁地区の原型となった「かわた」村の六条村と非人小屋の「水車」のうち、六条村から分かれて成立した村の1つです。この村の実態は、長い間不明でした。けれども、1990年代の半ばに「今村家文書」と「妙法院関連文書（柳原銀行記念資料館所蔵）」の存在が確認され、2000年代から、その解読が進められたため、多くのことが明らかになり始めました。それらの中から、この村の成立の経緯を簡単にお伝えします。

妙法院に返却された銭座の跡地は、土壌が汚染され、作物が育たず、年貢が取れなくなっていました。商業地に転換しようにも、近くに「かわた」村や火葬場*1があるので、町人は誘致に応じません。そこで、柳原庄の庄屋は、年貢の確保を望む妙法院の役人の意向を受けて、積極的に六条村や、六条村の一部と隣接地を支配する三条の天部村*2の商工業者を誘致しました。一方、六条村や天部村など、当時の皮革関連産業を中心とする京都の都市近郊の「かわた」の商工業者は、働き手の居住地を確保するための土地を必要としていたのです。

上記の史料群からは、その他にも、銭座跡村に近畿地方を中心に各地から移住者が集まってきたことや、19世紀初頭までのこの村の住民が、豊かな経済力を蓄えていたことが、明らかになりました。また、18世紀末に、この村を枝郷として支配した柳原庄の百姓が、不平等な人足の負担を要求してきた時に、堂々と反論し、19世紀初頭まで百姓の支配を拒絶して、その後も年貢だけは、直接妙法院に納め続けたことも、明らかになりました。それらの具体的な詳細は、当センターの研究成果を掲載した『紀要』などをご参照ください。



* 1 1871（明治4）年、鉄道敷設のため、他所に合併、撤収。

* 2 江戸時代に京都の「かわた」村の筆頭とされた村。

GLOBE

GLOBE No. 124 2026.1 目次

当センター名誉理事長 大谷 實 儀が
去る令和8年1月6日午前7時58分 91歳
にて永眠いたしました
ここに生前のご厚誼を深謝し謹んでご報告
申し上げます

グラビア	銭座場跡 —銅銭の製造所の跡地に誘致された村— …………… (表紙裏)
連載	新・世界の人権はいま —普遍的定期審査の現場から— (その14) …………… 坂元 茂樹 2
外部寄稿	京都府におけるプレコンセプションケアの推進について …… 大島 史也 4
エキスパート コメント	旧優生保護法問題検証会議への期待 …… 坂元 茂樹 6
研究報告	デジタル社会において自立的に生きるための条件 …… 成原 慧 10
研究報告	空也忌と空也聖の足跡 …………… 梅田 千尋 12
研究報告	子どもをめぐる多職種連携の試金石としての 「5歳児健診」 …………… 田中 宏樹 14
研究報告	フランスにおける生殖医療の利用者要件緩和と 実施の状況 …………… 小門 穂 16
研究報告	英国・豪州・カナダの現代奴隷関連法とこれから …………… 菅原 絵美 18
特別寄稿	「性と生殖に関する健康と権利」の観点からの 強制不妊手術の問題点 …………… 棟居 徳子 20
事業紹介	世人研発 ふらっとプロジェクト …………… 22 「天才アート KYOTO」の所在地、そして …… 雨宮 章 24
シリーズ	京都市立芸術大学 …………… (裏表紙裏)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、「アホウドリ」高島晃平 2023年制作
■「天才アート KYOTO」(特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構) 提供

新・世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その 14)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

2024 年の中国の第 4 回普遍的定期審査 (UPR) では、UPR の審査の基礎となる関連利害関係者による信頼できる情報の要約の中で、国際 NGO により中国の人権状況が厳しく批判されました。

たとえば、JS (Joint Submission) ¹ は、キリスト教指導者の処罰、教会やモスクなどの宗教上の建築物の破壊や「矯正」、チベット仏教徒の大量逮捕、チベットでの仏像破壊、数多くの法輪功学習者、全能神教会ならびに信仰を禁じられている集団の信者、さらには信仰または宗教の自由に対する権利を守ろうとする弁護士や活動家の恣意的拘禁や失踪が依然として報告されていることを指摘しました。JS8 とともに、ECLJ (European Center for Law and Justice) および UFI (United Families International) は、中国に対し、すべての人の思想、良心および宗教の自由についての権利を保護するよう勧告しました。また JS25² は、中国に対し、礼拝所の恣意的かつ暴力的な強制捜索や宗教集団の指導者の逮捕をやめるよう勧告しました。

こうした批判の背景には、2024 年以來、中国政府が推し進めている中国各地のモスクや教会を閉鎖し、中国風に改修する「宗教の中国化」の動きがあります。たとえば、イスラム教のモスクにはドーム上の屋根がなく、中国国旗が掲げられています。2025 年 9 月、中国政府は「インターネット上で宗教を流布してはいけない」との声明を発表し、10 月にはキリスト教の牧師ら 30 人が違法にインターネットを使って礼拝を行なったとして、中国当局に拘束される事態に至りました。

RSF (Reporters sans frontières) によれば、これを可能にしているのは、国家インターネット情報弁公室が、10 億人を超える中国のネット民の情報を監視するために、さまざまな方法を開発しているからです。中国は、グレートファイアー

¹ Christian Solidarity Worldwide (CSW), Surrey (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland), Impulso 18 (Mexico) の 3 つの NGO からの共同報告。

² Jubilee Campaign, China Aid, Human Rights Without Frontiers, Uyghur Human Rights Project, Falun Dafa Association of Washington, D の 5 つの NGO からの共同報告。

ウォールというインターネット情報検閲システムによって、中国国内のインターネット・ユーザーが外国のニュースサイトへアクセスすることを妨げています。また、新疆ウイグル自治区では徹底した報道管制が敷かれ、この地を訪れたわずかな外国メディアですら、厳しい監視下での取材を余儀なくされています。彼らには、自由な移動やインタビューが許されないばかりか、違反すると中国への入国が禁じられるジャーナリストのブラックリストに名前が載る恐れに直面しています。

HRIC (Human Rights in China) は、2020年6月に成立した国家安全維持法が大きなきっかけとなって、特定のサイトがブロックされ、ネット上の発言を理由とした逮捕や訴追が行なわれ、他の国のインターネット企業やサイトを標的とした活動が行なわれるようになったと指摘します。

HRW (Human Rights Watch) は、中国に対し、ウイグル族やトルコ系のイスラム教徒の監視を目的とした、一体化統合作戦プラットフォームおよびすべての強制的プログラムを停止し、これらのプログラムで収集したすべてのデータを削除することを求めています。CHRD (Chinese Human Rights Defenders) は、「国の安全」に関する過度に広範かつ曖昧な規定をもつ「国家安全法」、「反テロリズム法」、「反スパイ法」、「サイバーセキュリティ法」、「外国 NGO 管理法」、「慈善活動法」、「宗教規制法」を中国の人権上の義務と国際基準に沿うように徹底的に点検することを求めました。これらの法律が、恣意的に中国の人々の自由権を抑圧するために用いられ、人権擁護者を迫害するために用いられてきたからです。ISHR (International Service for Human Rights) も同様の勧告を行いました。

こうした状況を踏まえ、SI (Solidarités International)、AI (Amnesty International) および CHRD は、信教の自由を認めている自由権規約を批准するよう中国に勧告しました。また、CFHK (Committee for Freedom in Hong Kong) Foundation は、中国に対し、個人が、外部からの影響を受けることなく、自らの選択した宗教を自由に実践することを認め、犯罪が行なわれたことを示すだけの信頼に足る証拠がある場合を除いて、宗教施設への捜査令状の発給をやめるよう勧告しました。

中国における最大の問題は、こうした迫害を受けている人々にとって、司法が救済機関として機能していない点です。中国政府は「法治主義」を標榜していますが、CHRD が指摘するように、中国において司法は独立していないだけでなく、公平でもないこと、および中国共産党が、司法に対するその支配を強化するためにさまざまな手段を講じ、法律および法的または司法上のプロセスに対する絶対的指導力を行使しているからです。

このほか、中国が抱える人権問題については、次号で改めて検討します。

京都府におけるプレコンセプションケアの 推進について



京都府 健康福祉部 副部長兼こども・子育て総合支援室長
大島 史也

1 プレコンセプションケアとは

皆さんはプレコンセプションケアという言葉をご存じでしょうか。直訳すると「妊娠前」の健康管理ですが、「妊娠や出産のため」という狭い対象の取組ではなく、生涯にわたって身体的・精神的・社会的に健康な状態であるための取組であり、国の検討会では、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念と定義づけられています。

京都府では、いつか子どもを持ちたい（持ちたいと思うかもしれない）という若年層の予期せぬ妊娠を防ぎ、望む妊娠を叶える、そして、自分が望む生き方（ウェルビーイング）を実現できるようにするという観点から、「きょうとプレコン」と名付けて、取組を進めています。

2 きょうとプレコン：SRHR の考え方に基づくプレコンセプションケア

取組を進めるに当たり、京都府では以下の4つの視点を大事にしています。

一つ目の視点は、妊娠と年齢の関係、避妊方法等の科学的知識を身に付けるための機会を提供すること、二つ目の視点は、若いうちから自分のライフデザインを考える機会を提供すること、三つ目の視点は、婦人科や泌尿器科へ受診する心理的なハードルを下げることにあり、そして最後の視点が、SRHR（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を普及することです。

このSRHRは、体の自己決定権とも呼ばれ、一人一人が自分の性や妊娠の在り方を決定できる権利を持ち、そうした権利を他人が侵害してはならないという考え方です。性や妊娠に関する問題については、自分だけで完結するものではなく、他者との人間関係の中で生じるものであるため、自分の考えを適切に相手に伝え、また、相手の意思を尊重するという、良好な人間関係を構築するための知識についても広めていく必要があると考えています。

3 きょうとプレコンの推進に係る具体的な取組

きょうとプレコンの推進に当たり、京都府では、性や妊娠に関する科学的知識

等を普及・啓発するための集団アプローチと性や妊娠に関する疑問や悩みなどの相談支援を行うための個別アプローチを車の両輪とし、医療・保健・教育・企業等の関係者の協働による取組を進めています。

集団アプローチの一例として、令和6年度には、学識者、医療関係団体等が参画する検討会で検討の上、高校の授業で活用できる教育プログラムを全国で初めて作成しました。この検討会には、特に教育現場への浸透を意識し、京都府と京都市の教育委員会にも参画いただくほか、男女共同参画や人権教育という観点から、府内のそれぞれの関係部局にも参加いただいています。

高校生教育プログラムは、府内の公立高校・私立高校へ配布するだけでなく、きょうとプレコンのホームページにも掲載しています。性や妊娠に関する科学的知識だけでなく、ジェンダー平等や性の多様性、コミュニケーションスキルなどについても記載されていますので、皆様もぜひご覧ください。

(URL : <https://kyoto-kosodatepia.jp/preconception/>)

また、今年度は大学・社会人向けの普及啓発にも力を入れるため、プレコンセプションケアを学びながら将来のライフデザインを考えることができるセミナーを実施するなど、アプローチする世代を拡大しつつ、幼児期から社会人に至るまで切れ目のないプレコンセプションケアを推進しています。



(参考1) 高校生教育プログラム動画

個別アプローチとして、従前は相談内容ごとに京都府・京都市で複数設置されていた性や妊娠に関する相談窓口について、①若年層にとって相談しやすく、②幅広い悩みの相談を一元的に受け付け、③相談内容に応じて必要な支援につなげる、ために統合し、令和7年7月から、SNSも活用し、24時間365日で相談を受け付ける総合相談窓口を開設しています。

寄せられた悩みに対しては、医療職、福祉職、心理職など多職種が連携し相談に応じており、市町村や関係機関と連携して必要な支援につなげる体制をとっています。

また、相談窓口については、府内の全高校生に周知カードを配布するほか、あらゆる機会を捉えて周知を図っています。



(参考2) 周知カード

4 おわりに

一人一人の将来の選択肢を広げ、ウェルビーイングの実現につなげることで、これがきょうとプレコンの基本的な考え方となります。きょうとプレコンの取組が正しく広がっていくよう、引き続き京都府は取組を進めていきます。



旧優生保護法問題検証会議への期待



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

1 旧優生保護法の下で何が行われたのか

1948（昭和23）年、議員立法により全会一致で成立した旧優生保護法は、戦後の人口過剰問題やヤミ墮胎の増加を背景に、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的」（第1条）として、制定された。本法でいう「優生手術」とは、「生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう」（第2条）と定義された。

優生手術の対象となったのは、第3条で、「本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの」（第一号）、「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの」（第二号）、「本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの」（第三号）と規定された。身体障害者や精神障害者のみならず、ハンセン病患者もその対象になっていた。

なお、この第3条では、「本人の同意並びに配偶者があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる」と定められているが、療養所に強制隔離されたハンセン病患者の場合には、優生手術や断種を行うことが結婚の条件とされていたために、任意にはほど遠い状況にあった。実際、ハンセン病療養所では、結婚届に優生手術を「行った」「行う」「行わない」を選択する欄があったことが判明している。

旧優生保護法第4条は、「医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査

会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない」との義務規定を置き、「公益上必要であると認めるときは」は本人の同意なしに、審査会の決定により優生手術ができる仕組みになっていた。さらに、第12条では、「医師は別表第一号又は第二号の遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者について、精神衛生法第20条又は第21条に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる」との許容規定を置き、公益上の必要性の要件もなく、保護義務者の同意により、本人の同意なく、精神病患者に対する優生手術を可能とした。

その結果、1996（平成8）年に母体保護法に改正され、第3条第一号から第三号、第4条および第12条の規定が削除されるまでの間、厚生労働省提供の資料によれば、本人の同意によらない審査会決定による第4条の遺伝性疾患に基づく優生手術が14,566件、第12条の保護者の同意と審査会決定による非遺伝性疾患に基づく優生手術が1,909件行われた。また、その実態が本人の真の同意があったかどうか疑われるものの、第3条の遺伝性疾患等に基づく優生手術が6,967件、らい疾患に基づく優生手術が1,551件行われた。このように、合計24,993件の優生手術が行われた。国は、全ての都道府県及び市区町村に対し、保有する優生手術に関する資料提供を依頼し、約5万3千枚の資料が提出されたが、都道府県が現に保有する資料から確認できた優生手術の実施件数は6,550件にとどまっている。厚労省の調査の約26%に過ぎない現状である。

2 最高裁判所による違憲判決と旧優生保護法補償金等支給法の成立

2024（令和6）年7月3日、最高裁判所大法廷は、「本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいええず、「そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重に著しく反する」として、旧優生保護法の優生手術に関する規定は憲法第13条（自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障）および第14条（法の下の平等）に違反し

違憲であるとし、さらに、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法の適用上違法であると判決した。

この判決を受けて、2024（令和6）年10月8日に議員立法により全会一致で成立した旧優生保護法補償金等支給法第33条により検証会議の設置が決まり、2025（令和7）年10月1日に旧優生保護法問題に関する検証会議の作業が開始された。

3 優生思想とは何か

石川准によれば、「劣性な遺伝的特性の再生産を阻もうとする『優生学』及び、障害者に価値ある人生を送ることはできないとする価値観の『エイブリズム』を背景」とするのが優生思想であるという。優生思想は、「優生学的思想」と「エイブリズム（障害者差別主義）」という2つの側面から成り立っており、これらはともに人間の価値を一部の基準に基づいて評価し、差別を正当化する考え方とされる。優生学的思想は、主に遺伝的要因に基づいて人々を分類・差別し、エイブリズムとは障害をもつこと自体を「劣った状態」とみなす社会的態度とされる¹。

「優生学（eugenics）」はダーウィンの従兄弟であったフランシス・ゴルトンが1882年の自著で説いたのが最初とされる。市野川容孝によれば、「人間のライフサイクルの中で出生という局面に焦点をあて、環境ではなく遺伝を重視する。20世紀の半ばまでは、その具体的実践として『良き』遺伝子資質をもつ男女の婚姻や子づくりが推奨され、逆に『悪しき』資質をもつとされた人びとの婚姻制限、さらにはそうみなされた人びとに対する不妊手術が提唱された²」という。

旧優生保護法のモデルになったと思われるのが、ナチス政権が1933年に制定した「遺伝病子孫予防法」である。同法第2条は、不妊手術について、「申請権を有するのは、不妊手術を受ける本人である」と明記するが、他方で本人に行為能力が期待できない場合は、法定代理人、官医、また本人が病院その他の施設に

¹ 詳しくは、長瀬修「旧優生保護法最高裁判決：総括所見と優生思想」『福祉労働』176号（2024年11月）162 - 163頁参照。

² 市野川容孝「反優生と障害学—優生保護法の真の撤廃に向けて」『障害学の展開—理論・経験・政治（障害学研究）』（明石書店、2024年）12頁。

取容されている場合にはその長が、本人に代わって申請できると規定していた。そして第12条は、「[遺伝健康]裁判所が、不妊化の決定を最終的に下した場合は、不妊手術を受ける者の意思に反してでもこれを行うことができる」と規定していた。自立的な個人には自由を認めるが、他人の理性に依存しなければならない者には強制という二重構造が採られていた³。まさしく冒頭で紹介した旧優生保護法の建付けと同じである。

ただし、こうした優生思想は、全体主義体制の国のみの問題ではなかった。米国では、ドイツよりはるか以前に1907年のインディアナ州を皮切りに多くの州で断種法が、ヨーロッパでは1928年にスイスのボー州で初の断種法が、その後、デンマーク（1929年）、スウェーデン（1934年）、フィンランド（1935年）と次々と断種法が制定されていった⁴。福祉国家と称される国々によっても、優生政策は実践されていたのである。

4 検証会議への期待

個人の尊厳を定めた日本国憲法の下で、旧優生保護法に基づいて本人の同意なく不妊手術や人工妊娠中絶などの優生手術が行われ、障害者やハンセン病患者に対する大規模な人権侵害が行われた事実につき、実際にどのようなことが起こったのかを検証する検証会議の発足とその作業は重要である。

たしかに戦後80年を経て、日本において抽象的な「人権」概念は定着してきたが、個々の人権侵犯事例という具体的な文脈において、被害者の人権は常に守らなければならないという考えが日本社会に定着しているかといえば、疑問なしとしない。

個人は人権の享有主体であるという権利概念の考えが十分に定着していない日本社会において、「権利を主張しすぎる」などと攻撃する人々が多い現状を見ると、人権概念の定着に悲観的な気分にもなるが、私たちはそうした風潮に抗い、民主主義体制下において生じた大規模人権侵犯の事例に誠実に向き合い、被害にあった個人が持つ人権の大切さを訴えていく必要がある。

³ 市野川容孝「優生思想の系譜」石川准・長瀬修編『障害学への招待』（明石書店、1999年）148 - 149頁。

⁴ 同上153頁。

デジタル社会において自律的に生きるための条件



研究センター研究員
九州大学法学研究院准教授 成原 慧

インターネットや AI などデジタル技術の発展に伴って、私たちの生き方や自由がデジタル技術に依存するようになってきている。インターネット上で私たちが実際に選ぶことのできる選択肢の幅は、各種のウェブサービスやアプリの機能や仕様により決まってくる。生成 AI や AI エージェントは、私たちの判断や意思決定を支援してくれる反面で、それらを操作するおそれもある。

本稿では、デジタル社会における私たちの自由や自律のあり方を考えるための手がかりとして、英国の法哲学者ジョセフ・ラズの議論を取り上げてみたい（邦訳として、森際康友編訳『自由と権利』（勁草書房、1996年）など参照）。本稿で取り上げるラズの著作は前世紀に書かれたものだが、それでもなお、彼の議論は、今日のデジタル社会の課題を先取りしているかのようである。

ラズによれば、個人は自らの人生の作者である。個人が自由な選択を繰り返しながら自らの人生を形づくっていくことこそが、自律にほかならない。それでは、個人が自律的に生きるためには、どのような条件が必要なのだろうか。第一に、物事を理解して判断する能力など、適切な精神能力が不可欠である。第二に、十分な幅の選択肢も必要となる。ごく限られた数の選択肢や悪い選択肢しか与えられていない人にとって、自律的に生きることは困難だろう。第三に、他人から強制されたり操作されることなく、個人が独立していることも求められる。

こうした自律のための条件は、放っておいて自然に整うことはない。個人が物事について適切に理解し判断する能力を身につけるためには、学校教育を受ける必要があるだろう。今後は、AI による判断の支援も重要になってくるだろう。個人が多様な選択肢を選べるためには、職業やプラットフォームを選択する機会など、政府や社会がさまざまな選択肢を整える必要がある。個人が他者からの強制や操作から自由であるためには、国家が、自ら不当に干渉しないことはもちろん、強盗による強制やプラットフォーム事業者による操作から個人を守ることも

必要となる。国家には、このように個人が自律的に生きるための条件を整備することが求められる。

だが、自律のための条件整備を国家に求めるラズの議論には危うさもある。ラズによれば、個人が自律的に生きるためには多様な良い選択肢が必要となる。一方、悪い選択肢は、個人の自律にとって価値がないという。例えば、闇バイトに応募するといった悪い選択肢が増えたとしても、それにより個人の自律的な生き方が広がり、その人の幸福につながるとは言い難いだろう。しかし、選択肢の良し悪しを誰がどのように判断するのだろうか。悪さにも程度があり、悪い選択肢の排除が行き過ぎると、私たちが善悪を判断する機会が失われ、失敗から学ぶことも困難になってしまうだろう。

インターネットには誹謗中傷や偽情報も蔓延している。こうした悪質な情報から個人の自律を守ることも求められるかもしれない。しかし、表現の排除の場合には、闇バイトやギャンブルといった選択肢を排除する場合よりも一層の慎重さが求められる。ラズも、悪い選択肢を取り除くことを支持する一方で、悪い表現を排除することには慎重な姿勢を示していた。というのも、悪い表現であっても、人々の善い生き方の一面となり、それを表現したり描写していることも多いからだ。そうした表現に接することで、人々はさまざま生き方を理解し、受け入れやすくなる。ところが、例えば、過激な性描写を含む同性愛者の性愛を描いたドラマの放送を禁じるなど、政府が「悪い」表現を検閲したり、刑罰を科すと、それが描写する生き方を政府が非難していると受け止められ、社会における彼ら・彼女らの生き方の理解や受容を阻むおそれもある。

ヘイトスピーチにも、対象とされた人々の生き方を非難し、その理解や受容を阻む効果があるように見える。だが、ラズによると、ヘイトスピーチは、国家による検閲とは異なり、一部の人々の生き方に基づく価値観の表明であり、権威のある当局が公的に他の人々の生き方を非難するものではないため、なお表現の自由として一応は擁護される。一方、彼の説くような個人の自律の条件を確保するためには、むしろヘイトスピーチ規制が必要になると考えることもできるかもしれない。

本稿で見てきたように、ラズの議論は論争的な内容を含んでいる。彼の議論に賛同するかどうかはともかくとして、彼の問題提起は、デジタル社会における個人の自律の条件を考えるためのヒントを与えてくれている。

空也忌と空也聖の足跡

研究センター研究員

京都女子大学文学部教授 梅田 千尋

堀川高校の裏通り、堀川蛸薬師を東に入った本能寺跡近くに「空也堂」が在ることは知っていたが、境内に入ったのは初めてだった。11月9日日曜日午後、プロジェクトチーム2の11月研究会として光勝寺極楽院・通称空也堂の開山忌（空也忌）見学の機会を得た。

まず、玄関前の受付で販売されていた茶筌が目に入った。空也堂と云えば茶筌と六齋念仏。江戸時代には聖たちが寺内に住み茶筌を製造していたという。開山忌行事も、献茶式から始まった。あいにくの雨だったが、本堂には多くの人が詰めかけ、静かに見守っていた。

雨は次第に小降りになり、空也僧7人による歓喜踊躍念仏の奉納がはじまった。瓢箪をもち、鉦を打ちながら念仏に節をつけ、緩急をつけた動きで堂内を廻る。表白文では、空也上人の遺徳を称えた。

続いて千本六齋会による六齋念仏の奉納があった。天井の低い本堂の中で、小学生からベテランまで幅広い年代の演者が豆太鼓・鉦を打ち鳴らし、発願と結願に念仏を唱えた。京都の外れに住む者として、寺社行事で見かける六齋念仏には馴染みがある。今も京都市内各地で行われる六齋念仏の中には、廃絶と再興を経たものもあり、地域ごとの来歴も興味深い。今回は千本の六齋会が取り組む復元演目も紹介された。次々と演目が披露され、そして行事の最後に、我々も含む参列者に王福茶が振舞われた。

さて、今回の見学は、千葉経済大学の菅根幸裕氏のご厚意によって実現したものである。空也忌の前月、同プロジェクトチームの10月研究会にゲスト講師としてお招きし、2024年に刊行された『近世・近代の俗聖と地域社会』（慶友社）について紹介して頂いた。同書では、菅根氏の空也堂史料との偶然の出会いから、

長年にわたる研究を経て、ついには御自身も念仏修行に入り、「大法師」に昇格した経緯も語られている。確かに当日、菅根氏の姿は踊躍念仏の列のなかにあった。研究対象と真摯に向かい合い、遂にはその当事者としての責任をも引き受ける姿勢に、畏敬の念を抱かずにはいられない。

江戸時代の空也堂は、茶筌・鉢・鉢屋と呼ばれる空也聖たちを末流とした。末流の人々は、竹細工や鉦打・念仏・隠亡あるいは医業を営みながら、在地では百姓と一線を画す扱いにも遭遇した。それゆえ、空也堂配下となり、空也にまつわる由緒を伝え、系譜の正当性を主張した。また、空也聖や六斎念仏講は、空也堂の招集で天皇崩御時の焼香式に参列し、自らの地位を示す証明としていた。明治に入ると、京都近辺の六斎念仏講中も空也堂から鑑札を得て活動を維持した。さらには近世後期以降、隠し念仏である秘事法門が空也堂を拠り所とした。背景には、堂宇の再建費用を必要とする空也堂側の動機もあったが、結果的に空也堂は、「念仏」を通して地下茎のごとく本末関係を展開していった。開山忌は、その歴史の一端が再現されていたものであった。

末流の空也聖たちは北関東から京都、中国地方まで散在した。菅根氏の著書では、各地の末流史料に基づいて、地域に定住する空也聖の姿が詳細に描かれる。ここで、定住という様態が重要な意味をもつ。空也聖たちは、地域の中で農業などの生業を営み、兼業的に竹細工や鉦打に従事していた。にもかかわらず、かつての研究では聖の姿を、「遍歴」「漂泊」あるいはマレピトとして描き、定住者・百姓と異なる側面を強調する傾向がみられた。それらの研究には現在も影響をもつものもある。これに対し、菅根氏は、定住する地域社会の中での葛藤が京都の空也堂と彼らを結びつけたものとみる。

末流の身分的扱いに関わる軋轢は、空也堂と彼らを結びつける契機となった。が、身分浮上を理由としない本末関係も、空也堂は取り結んでいた。こうした多様な回路を視野に入れることで、同書では全編を通して、漂泊民という枠のなかに括ることを周到に回避している。

空也忌で見たのは、念仏を介して結ばれた重層的な結束の痕跡だった。

(＊踊り念仏の風流芸能と歴史的展開については大森恵子『踊り念仏の風流化と勸進聖』岩田書院 2011 年など参照)

子どもをめぐる多職種連携の試金石としての 「5歳児健診」



研究センター研究員

同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 田中 宏樹

子どもの学びと育ちに関わる社会のニーズは、多様化・細分化の一途を遂げている。多種多様なニーズの受け皿を期待される学校は、けだし機能肥大に陥らざるを得ず、サイロ化の傾向著しい教職員集団だけでは、多様化・細分化する子どもの学びと育ちのニーズに応えきえることは困難ではないかと筆者は考えている。本稿では、保健・福祉・教育・医療にまたがる子ども施策の典型的事例として、発達特性に応じた未就学児への支援として衆目を集める5歳児健診の意義と普及に向けたハードルについて、学校内外の多職種連携の視点も交えつつ、簡潔に述べていきたい。

こども家庭庁の公表資料によると、5歳児健診の目的は「言語理解や社会性が発達し、発達障害が認知される時期にある5歳児に対し、健康診査を実施」することで、「子どもの特性を早期に発見し、適切な支援を行うとともに、生活習慣や育児に関する指導も行い、健康の保持・増進を図る」とされている（「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」より筆者抜粋）。平たくいえば、5歳児健診とは、子どもの発達特性が表出しやすくなる5歳時点で、子どもの個々の特性を把握し、必要に応じて就学前に適切な支援・配慮のあり方を、就学先と相談できる体制を整えることで、発育・発達をめぐる保護者の不安を和らげることを意図したものだといえる。

小学校入学後に、発達特性に応じた学びの機会を担保するため、現状、特別支援学級や通級指導教室等の受け皿が用意されているものの、その数は年々増加の一途を遂げており、就学前から発達特性の有無を早期にスクリーニングし、就学前後にまたがる切れ目のない支援につなげることの重要性は高まっている。10年前と比べ、小学校低学年の不登校が約7倍に増加している実態が文部科学省の最近の調査で明らかとなったが、不登校児童生徒の57%が何らかの発達特性上の問題を抱えていたとする研究も報告されており（鈴木他（2017））、発達特性の早期発見・早期支援によって、就学後に顕在化・重大化する2次障害のリスクを軽減する観点からも、5歳児健診によるスクリーニングを踏まえた就学前後での発達支援に、社会的な期待が寄せられていると考えられるのである。

発達特性の早期発見・早期支援に有効とみなせる5歳児健診だが、実施の市町村は令和4年度時点で14.1%にとどまっている。全国的な広がりや欠く理由の解明は、深掘りした調査の実施をまたなければならないが、実効性ある普及には、以下2点のハードルをクリアすることが重要であると考えられる。

第1に、発達特性を正確かつ迅速に検証・診断できる健診手法の開発である。発達特性の診断ツールの1つとして、一般的に用いられるWISC（ウェクスラー式知能検査）は、精度の高い検証・診断が可能な反面、実施に2時間程度を要するため、医療従事者と患者双方の負担が重い。相当数の未就学児を対象に5歳児健診を実施するためには、保健師や医師が発達特性を一定の精度を維持しつつ、より迅速に検証・診断していくツールの普及・活用が欠かせない。未就学期から学齢期へと、子どもの発達特性に応じた支援環境を整えるためには、子どもの心身の状態に関する客観的な把握・診断が必須といえる。

第2に、スクリーニングの結果を踏まえ、適切な発達支援に結びつけていくために、個々の子どもの発達特性をめぐるデータの共有・連携の基盤整備が不可欠である。こども家庭庁の発足により、自治体において、児童福祉と母子保健の組織上の一体化が進み始めているが、依然、両者が縦割り構造のもと、独立・分断している自治体も少なくない。加えて、教育委員会との協働となると、さらに実施事例は限られてしまう。公務員として、個人情報の取り扱いをめぐる守秘義務が課せられる（情報漏洩に対し、地方公務員法上の罰則規定がある）ため、慎重を期すべき点はあるが、子どもの成育をめぐる就学前後の情報共有を円滑化すべく、データの共有・連携の基盤作りが欠かせない。

子どもの発達特性をあえて顕在化させず、児童生徒の個々時々の学習・生活のニーズに寄り添う包摂的な支援アプローチを採用すべきとの意見は正論ではあるが、児童生徒想いの教員であればあるほど、個別支援にのみ目が向きがちで、学級全体に投網をかけるユニバーサルな支援が粗くなり、結果として、個別支援のさらなる深化を求められるという悪循環に陥るリスクが高いのではないか。データインフォームドな健診実施とデータ連携基盤の構築による適切な発達支援の実行を伴った5歳児健診の普及は、発達特性に応じた「個別最適な」学びと育ちの支援実現に資するものであり、その成否は「こどもまんか」の政策理念を体現する多職種連携の実効性にかかっているといえよう。

<参考文献>

鈴木菜生・岡山亜貴恵・大日向純子・佐々木彰・松本直也・黒田真実・荒木章子・高橋悟・東寛（2017）「不登校と発達障害－不登校児の背景と転帰に関する検討」『脳と発達』49（4）、255－259。

フランスにおける生殖医療の利用者要件緩和と実施の状況



研究センター研究員
大阪大学人文学研究科 小門 穂

フランスでは、2021年に生殖医療の利用者要件が緩和された。それまでは、生殖医療は医学的な不妊に対する治療¹と位置づけられ、医学的な不妊と診断された男女のカップルが利用できる²と規定されていた。2021年の生命倫理法改正³により、生殖医療の目的は親になる計画への応答であると修正され（公衆衛生法典L. 2141-1条）、男女のカップルに加えて、女性カップルとシングル女性も利用できることになった（同法典L. 2141-2条）。この改正では、出自を知る権利についても方針を大きく転換しており、提供を伴う生殖医療で生まれた人は成人後、本人が希望する場合に、提供者の身元⁴や個人を特定できない情報⁴を取得できるようになった（同法典L. 2143-2条）。将来の情報開示に同意しない人は、精子や卵子、受精卵の提供ができない。提供が匿名でなくなったことで提供者の減少が懸念される一方で、提供を伴う生殖医療の潜在的な利用者が拡大されたのである。

法改正後の精子提供に関する動向を概観したい。2024年末までに、精子提供を伴う生殖医療について、女性カップルとシングル女性から約47,000件の利用申請がなされ、男女のカップルだけが利用を認められていた2020年と比較すると8.5

¹ カップルの構成員間／生まれてくる子への、重篤な疾患の感染／遺伝の回避目的での実施についても規定されていたが本稿では扱わない。

² LOI no. 2021-1017 du 2 août 2021 relative à la bioéthique, JO, 3 août 2021, texte no. 1.

³ 出生時の名字、名前、性別、出生日、出生地（公衆衛生法典R. 2143-1条）

⁴ 提供時の年齢、健康状態、心理的状态、身体的活動状態、身体的特徴（提供時の身長、体重、皮膚の色合い、髪と目の自然な外観）、家族と職業に関する状況（婚姻状況、子の数、学歴、職業）、出生国、提供の動機（同法典L. 2143-3条、R. 2143-12条）

倍増加している⁵。精子提供者は、減少が懸念されたが、むしろ増加していることがわかった⁶。2020年の208人に対して、2021年に641人、2022年に1,164人、2023年に1,162人が提供している。2021年の法改正と関連して、生殖医療についての報道が増加していたことや、生殖医療の管理機関である生物医学機構による提供への関心を喚起するキャンペーン⁷などがその背景にあると考えられる。このような提供者の増加は、しかしながら、利用希望者の増加には追いついていない。医療機関での初回の予約を取ってから、提供精子を用いる生殖医療を実際に受けるまでの待機期間は平均で17.7ヶ月と長く、2024年末に精子提供を受けることを望む女性は10,600人であり、うち45%がシングル女性、38%が女性カップル、17%が男女のカップルであると報告されている⁵。

フランスでは、1994年に成立した生命倫理法と呼ばれる法律群が、生殖医療を含む先端医療を規制してきた。生殖医療については、当初は、婚姻または共同生活を証明できる、医学的不妊の男女のカップルが対象とされていたが、社会の変化や要請を受けて利用者の要件は徐々に緩和され、2021年に大きく方針変更がなされた。日本では、生殖医療の実施数が世界で二番目に多いが、生殖医療の利用者要件や実施内容に関する法は未だに存在せず、法整備が進められようとしているところである。法整備については後発国であるため、利用者要件の拡大をめぐる議論を含めて、フランスの動向から得られる示唆は大きいだろう。

⁵ Ministère de la santé, des familles, de l' autonomie et des personnes handicapées, 1 avril 2025. <https://sante.gouv.fr/actualites-presse/presse/communiqués-de-presse/article/fin-des-gametes-anonymes-les-personnes-nees-par-procreation-medicalement>

⁶ Agence de la biomédecine, Activité d' Assistance Médicale à la Procréation 2023, 2025.

⁷ 法改正直後の2021年10月に、様々な人種の、男女や女性のカップル、シングル女性といった多様な人が妊娠検査薬の結果を見て喜び提供に感謝する動画が、テレビ、映画、SNS、オンラインニュース上の広告として配信され、ラジオや新聞紙上でも広告が流され、医療機関でパンフレットが配布された。

英国・豪州・カナダの現代奴隷関連法とこれから



研究センター研究員

大阪経済法科大学国際学部教授 菅原 絵美

はじめに

「ビジネスと人権」プロジェクトチームにおいて、指導原則上の企業の人権尊重責任に関する国内法化、いわゆる人権デューデリジェンス（DD）の義務化をめぐる動向を検討してきた。2025年は、英国現代奴隷法制定から10年となる節目の年であった。英国に続き、英連邦王国である豪州では2018年に「2018年現代奴隷法」が、そしてカナダでは2023年に「サプライチェーンにおける強制労働および児童労働の防止に関する法律」が制定された。本稿では、三カ国の現代奴隷関連法の共通点・相違点を紹介するとともに、今後の議論を紹介する。

現代奴隷関連法の共通点と相違点

三ヶ国の法律を考える上でのキーワードとなる「現代奴隷（modern slavery）」は、深刻な労働搾取となる諸問題を総称する用語であるため、定義により範囲は変化する。英国法では奴隷、隷属状態、強制労働、人身取引が、豪州法では上記に加え、強制結婚、最悪の形態の児童労働が含まれる。さらに、カナダ法では最悪の形態の児童労働より広く児童労働を対象としている。

次に、義務を負う企業の範囲をみると、自国法人のみならず、一定の条件を満たした外国法人が対象となる点は共通である。英国および豪州の場合、国内で事業を、または物品・サービスの提供を一定規模で行う企業が対象となるのに対し、カナダの場合は、上場企業、または国内で一定規模の①事業所、②事業、③資産のうち2つを有する企業が対象となる。

さらに三カ国は、企業にサプライチェーンにおける取組みに関する報告（情報開示）義務を課す点で共通であるが、それぞれに特徴がある。英国法では開示項目は例示であり、未実施である旨を開示しても義務を果たしたことになるのに対し、豪州法およびカナダ法では必須の開示項目が規定されている。加えて、カナダ法では自社の措置による被害への救済や労働者に対する研修に関する報告が求められる。また、義務違反への対応もそれぞれ異なり、英国法では高等法院による履行強制命令を求める民事手続が提起でき、また豪州法では不遵守企業には司

法長官省から説明および是正措置が要求できるのに対し、カナダでは刑事罰として25万カナダドル以下の罰金が科されうる。

最後に、報告の対象となるサプライチェーンの範囲である。自社の製品やサービスにつながる直接・間接のサプライヤーが範囲である点は共通だが、強調点は異なる。英国法では原材料など物的リソースだけでなく労働に関するサプライチェーンが含まれることが、豪州法では間接的サプライヤーによって使われる製品やサービスが含まれること、2次サプライヤー以降も含まれることが強調される。カナダ法の場合、エンド・ユーザーや消費者が含まれないこと、サプライヤーの可視化についてすべては難しくとも原産国・地域は特定すべきことを明示している。

なお、三カ国政府は、2025年7月、開示事項の共通点・相違点を踏まえた報告テンプレートを発表している。

現代奴隷関連法のこれから

三カ国の現代奴隷関連法は、それぞれ特徴がありながらも、サプライチェーンにおける現代奴隷対策の報告義務を課するという共通点がある。一方、仏や独、EUでは企業にDDを義務付けている。また米国、EUでは強制労働の利用が疑われる物品の輸入禁止等も行われている。このような背景をうけて、三カ国においても現代奴隷関連法のこれからをめぐる議論が展開されてきた。

現代奴隷関連法をめぐる第一の論点は、報告義務の限界である。英国では、現行法上の義務の程度も履行確保の仕組みも弱く、企業間に取組みのギャップが生じていることから、サプライチェーンにおける現代奴隷の解消のためにはDDの実施を義務化すべきことが議会において提案された。カナダでは現行法と並行して審議されてきた企業の人権責任法案（法案C-262）の成立を望む市民社会の動きが続いており、また豪州ではDDのなかでも労働者、地域住民、そしてサプライヤーとの対話・協働を義務化すべきという見解が示されている。DDの義務化による波及効果を考えると、不十分な取組みのサプライヤーを排除するのではなく、サプライヤーが取組みの現状を開示し必要な是正・救済に取り組む姿勢を評価するという能力構築の方向性が不可欠である。

第二の論点は、国内市場が現代奴隷の利用が疑われる物品の温床にならないよういかに回避するかである。英国および豪州では、現代奴隷物品の輸入規制は行っておらず、温床となるリスクが懸念されている。これに対し、カナダでは米国・メキシコ・カナダ協定を受けて強制労働物品の輸入禁止措置がとられ、2023年法によって児童労働物品の規制が加わっている。一方、現代奴隷物品の規制と現代奴隷問題の解消は別の話であり、第三国を交えてその根本原因となる社会課題の解決にむけた議論が不可欠であることも注意が必要であろう。

「性と生殖に関する健康と権利」の観点からの 強制不妊手術の問題点



早稲田大学社会科学総合学院・教授
棟居徳子

国際人権法上、強制不妊手術は「性と生殖に関する健康と権利 (Sexual and Reproductive Health/Rights: SRHR)」の侵害と理解されている。障害者権利条約の「障害のある女性」に関する一般的意見3では、強制不妊手術は「性暴力」であり、また15条で禁止されている「残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰」にあたりと解される場合もあるとされている¹。医療場面などにおける障害のある女性に対する強制的な介入は、法の前の平等 (12条)、搾取、暴力および虐待からの自由 (16条)、家族を形成する権利 (23条)、インテグリティ (心身がそのままの状態) の保護 (17条)、性と生殖の健康に対する権利 (25条)、残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由 (15条) の侵害であるとされている²。社会権規約の「性と生殖の健康に対する権利」に関する一般的意見22においても、強制不妊手術は性と生殖の健康に対する権利 (12条) に関する締約国の尊重義務と保護義務の違反に当たるとされている³。

そのため、1948年に成立した旧優生保護法の下、日本で実施されてきた強制不妊手術については、日本が批准している国際人権条約の各条約機関からこれまでに何度も勧告を受けてきた。特に、1996年に優生保護法が母体保護法に改正された後も、強制不妊手術の被害者に対する謝罪や補償等がなされなかったことに対して、自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会から、被害者に補償等の必要な法的措置をとるよう繰り返し勧告されてきた⁴。障害者権利委員会からは、明示的な

¹ U.N.Doc. CRPD/C/GC/3 (2016), paras.45, 32.

² *Ibid.* para.54.

³ U.N.Doc. E/C.12/GC/22 (2016), paras.57, 59.

⁴ U.N.Doc. CCPR/C/79/Add.102 (1998), para.31; CCPR/C/JPN/CO/5 (2008), para.6;

謝罪と適切な救済および補償の確保に加え、障害のある女性および女兒に対する子宮摘出手術を含む強制不妊手術および強制中絶を明示的に禁止し、強制的な医療介入は有害な行為であるとの意識啓発を行い、障害者があらゆる医療または外科的治療に対して事前に十分な説明を受けた上で同意することを確保することも勧告されている⁵。

旧優生保護法の規定を違憲とし、国家賠償請求を認容した2024年7月の最高裁判決（最大判2024（令和6）年7月3日：民集78巻3号382頁、賃社1865・1866号111頁）を受けて、政府および国会は原告らに謝罪し、被害回復を図るための立法措置として、2024年10月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立した（2025年1月17日施行）。しかし、2025年10月末時点における補償金等の支給認定件数はいまだ1,486件であり、これは1949年から1996年までの間に少なくとも約25,000件の優生手術が実施されたとする厚生労働省の報告をベースにすると、約6%の被害者にしか補償が行われていないこととなり⁶、より積極的な施策が求められている。また、二度とこうした甚大な人権侵害を起こさないために、先述した障害者権利委員会からの勧告内容に加え、2024年の女性差別撤廃委員会からの勧告、すなわち障害のある女性の性と生殖に関する保健サービスへのアクセスにおける差別からの保護と、医療機関がケアを拒否した場合の責任追及についても⁷、早急に対応していく必要がある。

<参考文献>

- ① 棟居徳子（2019）「障がいのある人に対する強制不妊手術と国際人権基準」『障害者問題研究』46巻4号、19-26頁。
- ② 棟居徳子（2025）「コラム4 強制不妊手術と『性と生殖に関する健康と人権』」小坂田裕子・齋藤民徒・谷口洋幸・棟居徳子編『アクティブラーニング国際人権法 学び、考える日本の実践』法律文化社、66-67頁。

CCPR/C/JPN/CO/6（2014）, para.5; CEDAW/C/JPN/CO/7-8（2016）, paras.24, 25.

⁵ U.N.Doc. CRPD/C/JPN/CO/1（2022）, paras.37, 38.

⁶ こども家庭庁「旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等の支給認定の状況について」。

⁷ U.N.Doc. CEDAW/C/JPN/CO/9（2024）, para.48.

世人研発ふらっとプロジェクト

当センターの研究拠点としての30年間の研究実績と、京都市立芸術大学内に移転したメリットを踏まえ、当センターが研究拠点であるとともに、若い人も集う「府民市民の皆様と連携・交流できる拠点」となるよう、今年度より「世人研発ふらっとプロジェクト」を開始いたしました。

『ふらっと』は、①人権に上下はなくフラット（平ら）であること ②「ふらっと」立ち寄っても楽しいこと ③「b（フラット：半音下る）」のように半歩下って自分の価値観を見つめなおしてみる、ということを表しています。

8～12月にかけて実施しました、第3回から第6回のプロジェクトについてご紹介するとともに、第5回プロジェクト「障害者アートと人権—一人ひとりに個性がある・世界がある—」でご協力をいただきました『天才アート KYOTO』の雨宮章副理事長に「『天才アート KYOTO』の現在地、そして…」のテーマで執筆をいただきました。

●第3回「平和と人権—戦争は最大の人権侵害です—」（8月18日～9月17日）

今年は戦後80年を迎えることから、戦争をテーマとしたドキュメンタリー映像の上映を行いました。

併せて、「人権の世紀」と言われながら、「戦争の時代」の様相を呈している国際情勢、そして、現在に至るまでの平和の実現に向けた国際的な動きを記した、坂元理事長の寄稿文『「戦争の時代」に平和を考える』を掲示し、平和、生きることの尊さ、そして、平和の実現に向けて何ができるかを一緒に考えていただきました。

『「地方の時代」映像祭』の御協力を得て、「南西諸島の空から～ある特攻隊員の日記～」 「戦地からの手紙～家族に宛てた386通～」 「731部隊 最後の証言」の3本を上映しました。連日多くの方にお越しいただき、延べ520名を越える皆様に御覧いただきました。「南西諸島の空から」は中央大学FLP 松野良一ゼミ制作（D/伊藤光雪）であり、ご覧になった方から「今の学生さんの中にもこんな意識の高い人がいることを大変嬉しく思います」との感想をいただきました。

●第4回「マンガと人権—忘れられがちな存在をきちんと描いていきたい—」（9月19日～10月21日）

10月3日（金）の18時から、マンガ家の鳥飼茜さんをお迎えしてトークショーを開催いたしました。鳥飼茜さんの代表作は、『おんなのいえ』『先生の白い嘘』『サターンリターン』等で、女性や男性の生き方をリアルに描写したマンガを描いておられます。また、トークショーに先立ち、行いました当センター研究員によるミニ解説では、斧出節子登録研究員に「ジェンダー平等と女性のライフコース」

のテーマでお話をいただきました。

「ジェンダー問題は家で起きている」「マイノリティでいるつもりがマジョリティとして批判されることがある」という言葉に共感を覚えた参加者が多かったようです。

併せて、期間中は、国連人権高等弁務官事務所が京都国際マンガミュージアムと共催で作成した、10人のマンガ家が描き下ろした「人権にまつわるトピックス」のマンガや、人権をテーマにしたマンガ35冊の展示を行いました。三重県の小学生が修学旅行に訪れ、熱心にマンガを読んでいる姿に、マンガは人権教育の入口の一つになりえると感じました。



「人権にまつわるトピックス」のマンガ展示

●第5回「障害者アートと人権——一人ひとりに個性がある・世界がある——」（10月24日～11月6日）

11月2日（日）に、障害者アートを支援している「天才アート KYOTO」副理事長の雨宮章さんの講演会を「天才アート - No ART No LIFE -」のテーマで開催いたしました。「天才アート」は、アーティストに創作の場や画材等を提供していますが、作品・作風についての助言は求められない限りはしないという方針で、一人ひとりの個性を大切にしたい取組を進めています。また、講演会に先立ち、行いました当センター研究員によるミニ解説では、松波めぐみ研究員に「『対話』を通して誰も取り残されない社会へ」のテーマでお話をいただきました。



ポスターパネルの前で語る雨宮副理事長



展示方法も個性的なポスターパネル展

参加者の皆様からは、「対話が大事。知らない、から差別が生まれ、理解から遠のく」「障害者アートの部分だけ興味を持ったので参加したが、知らなかったことも知れて参加してよかった」という感想をいただきました。

●第6回「朝鮮通信使と民際外交—上田正昭先生に学ぶ—」（12月1日～24日）

「世人研を支えた人々」の第一弾として当センター名誉理事長の故上田正昭先生をとりあげました。

上田先生は、「朝鮮通信使」について、「共生（ともうみ・ともいき）」の体现の一つとして終生深い関心を寄せ、民と民との交流の重要性を述べておられました。

12月1日に、「江戸時代の朝鮮通信使」のドキュメンタリー映画を上映するとともに、それ先立ち、当センター理事長の坂元茂樹のミニ解説により上田先生の

想いをたどりました。

90名近い皆様に御参加をいただき、皆様からは上田先生や朝鮮通信使のことをもっと知りたいとのご感想をいただきました。

併せて、12月24日まで、上田先生の御講演の記録映像「『私の日本古代史』を語る」を上映いたしました。こちらでも連日、視聴に来られる方が絶えませんでした。



「江戸時代の朝鮮通信使」上映中

改めて、当センターにおける上田先生の存在の大きさを感じました。

「ふらっとプロジェクト」は皆様とともに、つくりあげるプロジェクトです。皆様のご来場を心からお待ちしております。



「天才アート KYOTO」の現在地、そして…

障害者芸術推進研究機構（天才アート KYOTO）副理事長 雨宮章

2011年…障害者芸術推進研究機構（天才アート KYOTO）は誕生しました。

以来15年にわたり、障害がありながらも個性的な作品を生み出す創作活動を支援し、アーティストの自己実現そして作品とオーディエンスとの幅広い出会いに取り組んでいます。

そのために私たちは、まずは広く才能を発掘するとともに、登録された作家さんには自由に創作できるアトリエ空間や画材等を提供、そしてストレージ（置場）も確保。さらには原作のみならずデジタルアーカイブも進め、そのデータを活用した複製画やデザイングッズ等をもって世に送り出す（寄り添って背中をおしていく）利益は作家に還元していく活動など…実はこのシステム、障害の有無に関わらずアーティスト育成の先導モデルとも云えるものでもあります。

アートは、花や木を植え育てることに似ています。肥料だけでなく水も光も風も要ります。明日を信じて時間もかかります。しかしそれは、創る者も観る者も継ぐ者も幸せになる道程標（マイルストーン）に他なりません。たとえ障害があったとしても、自分の好きに自信をもって自分の好きを全開にして、新しい自分に出会う…そんな旅路のお手伝いを、これからも私たち天才アート KYOTO は務めたいと思っています。

No Art No Life なつかしい明日へ、今できることひとつひとつ…です。



「天才アート KYOTO」のHPはこちら→

シリーズ「京都市立芸術大学」



No.8 芸術資料館とミュージアムグッズ

芸術資料館には、明治13年(1880)創立以来の教育資料や参考資料、学生の卒業制作、寄付を受けた美術品など多彩な収蔵品があります。そこで有志の学生により、11月1日～3日に開催された学園祭「芸大祭」でミュージアムグッズの店が開かれました。「博物館



SDプリンタによるフィギュア

経営論」を受講してミュージアムグッズについて勉強し、芸術資料館の所蔵品を調査して、さまざまなオリジナルのグッズを考案しました。

人気商品「煤嶺の半まんぢう」は、本学の設立に貢献した日本画家幸野煤嶺が、半日で帰る弟子にはおやつのみまんじゅうも半分に切ってお出したというエピソードを元にしてしています。定番の絵葉書やクリアファイル、ノートなどに加え、缶バッジ、折り紙、ぬり絵、鳥の絵ばかり集めたマニアックな図録、3Dプリンタを駆使したフィギュアなど、京都芸大ならではのグッズを販売しました。来年も開催予定なので、ぜひ芸祭とあわせてお越しください。



煤嶺の半まんぢう



缶バッジ・ノートなど

創立30周年記念式典・シンポジウム講演録



当センターは、2024年に創立30周年を迎えました。それを記念して、2024年12月9日に記念式典・シンポジウムを開催いたしました。

このたび、講演録を発行いたしましたのでご案内いたします。ぜひご一読ください。

【内 容】＊肩書は当時のものです。

◎記念講演 赤松玉女（京都市立芸術大学学長）

◎シンポジウム

「国際人権を日本国内の隅々に生かすために一国内人権委員会への展望―」

- ・開会挨拶 坂元茂樹（（公財）世界人権問題研究センター理事長）
- ・パネリスト
 - 伊藤 和子（認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ副理事長、弁護士）
 - 三輪 敦子（（一財）アジア・太平洋人権情報センター所長、関西学院大学総合政策学部教授）
 - 林 陽子（元国連女性差別撤廃委員会委員長、弁護士）
 - 山田 美和（日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター上席主任調査研究員）
 - 小川 政治（日弁連政府から独立した人権機関実現委員会事務局長、弁護士）
- ・コメンテーター
 - 北村 泰三（中央大学名誉教授）
 - 葉師寺公夫（（公財）世界人権問題研究センター副理事長、立命館大学名誉教授）
- ・コーディネーター
 - 小畑 郁（元国連人権理事会諮問委員会委員、名古屋大学大学院法学研究科教授）

お問合せ・お申込み



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町57番地1 京都市立芸術大学内A棟7階

TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5898

[URL] <https://khrrf.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khrrf.or.jp